

原発の運転期間40年ルール 規制委による撤廃の動き

2022年11月7日

原子力規制を監視する市民の会 阪上 武

原子力規制委員会による運転期間「撤廃」の動き

◆10月5日 山中原子力規制委員長定例記者会見より

○（原子力小委員会において）資源エネルギー庁から、**運転期間について、利用政策側の法体系の中で検討する方針**が示された。

○**原子炉等規制法の関係条文は、運転期間についての定めと高経年化した原子炉の安全の確認のための定め**の二つがセットになっている。

○**この定め**については、**2年前に議論**したが、**利用政策の判断によるもので、規制委員会は意見を申すところではない**というのが規制委員会の結論。

○**この条文の運転期間に関する項目だけが抜けてしまおうと高経年化した原子炉の安全性確認の定めに関する規定がきちんと果たせない**。法整備も含めて、事務方に検討をお願いした。

原子炉等規制法「40年ルール」

(運転の期間等)

第四十三条の三の三十二 発電用原子炉設置者がその設置した発電用原子炉を運転することができる期間は、当該発電用原子炉について最初に第四十三条の三の十一第三項の確認を受けた日から起算して四十年とする。

2 前項の期間は、その満了に際し、原子力規制委員会の認可を受けて、一回に限り延長することができる。

3 前項の規定により延長する期間は、二十年を超えない期間であつて政令で定める期間を超えることができない。

4 第二項の認可を受けようとする発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会に認可の申請をしなければならない。

5 原子力規制委員会は、前項の認可の申請に係る発電用原子炉が、長期間の運転に伴い生ずる原子炉その他の設備の劣化の状況を踏まえ、その第二項の規定により延長しようとする期間において安全性を確保するための基準として原子力規制委員会規則で定める基準に適合していると認めるときに限り、同項の認可をすることができる。

運転期間延長認可の審査と長期停止期間中の発電用原子炉施設の 経年劣化との関係に関する見解

令和2年7月29日
原子力規制委員会

○運転開始から40年という期間そのものは…発電用原子炉施設の運転期間についての**立法政策**として定められたものである。そして、発電用原子炉施設の利用をどのくらいの期間認めることとするかは、原子力の**利用**の在り方に関する**政策**判断にほかならず、原子力規制委員会が意見を述べるべき事柄ではない。

原子力規制委員会設置法について

② 原子力安全規制の転換

○ 原子炉等規制法の改正

(1) 重大事故対策の強化

(3) 40年運転制限の導入

発電用原子炉を運転できる期間を、使用前検査に合格した日から起算して40年と定める。ただし、当該期間の満了に際し、長期間の運転に伴い生ずる原子炉等の劣化の状況を踏まえ、安全性を確保するための基

原子力規制委員会設置法について
利用と規制の分離

② 原子力安全規制の転換

○ 原子炉等規制法の改正

(1) 重大事故対策の強化

(5) 発電用原子炉施設に対する原子力安全規制体系の整理

発電用原子炉施設の安全規制について、原子炉等規制法で一元的に必要な措置を講ずるため、元来電気事業法の規制下にあった発電用原子炉施設についての規定を原子炉等規制法に新設する等、所要の整理を行う。

資源エネルギー庁 2022/9/22 原子力小委員会提出資料より

原子炉等規制法改正時の経緯

● 原子炉等規制法の改正時の国会審議においては、政府及び法案提案者から、以下のような認識が示されている。

② 運転期間に係る規定を含めた安全規制のあり方については、原子力規制委員会の発足後、専門的な観点から検討されるべき

※現行の原子炉等規制法は、当初は、内閣提出法案として提出されたものの、与野党協議を経て同法案が撤回、環境委提出法案として再度提出され、成立に至ったもの。

エネ庁原子力小委の原子力産業の代弁者らによる安全規制の根幹を揺るがす要求に規制当局が率先して動くとは！

安全規制(規制委によると「立法政策」)により定められた「40年ルール」は、原子力規制委員会こそ、厳格に守らなければならない。

意見を言う立場にないのであれば、「40年は評価のタイミングにすぎない」「運転期間は利用政策による判断」などと事実と反する独善的な意見を述べず、厳格に守るべき